

平成21年第2回美祢市議会臨時会会議録

平成21年2月9日(月曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
病院事業局長	藤 澤 和 昭	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 縣 博 行	総合観光部 観光総務課長	山 本 勉
総 務 部 長 財 政 課 長	羽 根 秀 実	総合政策部 企画政策課長	佐々木 郁 夫
総合政策部 地域情報課長	古 屋 勝 美	教 育 長	福 田 徳 郎

教育委員 会長
事務局長
支所 総長
上下水道課長
監査委員 会長
農務委員 会長
事務局長

國 舛 八千雄
坂 本 文 男
矢田部 繁 範
井 上 真知子
古 屋 安 生

消 防 長
秋 芳 總 合 長
支 所 長
代表監査委員
会 計 管 理 者

金 子 正 治
小田村 治 久
三 好 輝 廣
久 保 毅

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について

日程第 4 平成 2 1 年第 1 回臨時会第 1 号 美祢市有線テレビ放送施設の指定
管理者の指定について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） 只今から、平成21年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本臨時会に本日までに送付してございますものは、執行部からは議案第1号の1件でございます。本日、机上に配付してございますものは、会議予定表、議事日程表（第1号）、議案付託表、以上3件でございます。御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において下井克己議員、河本芳久議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております予定表のとおりでありますので御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成21年第2回美祢市議会臨時会に提出いたしました議案1件について、御説明申し上げます。

議案第1号は、美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてであります。

現在、秋吉台家族旅行村の指定管理者としてカルスト森林組合を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。日程第3、議案第1号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。24番（竹岡昌治君） これは、どういうふうに質問したらいいかわかりませんが、2月5日の日に総務企業委員会が開催されました。その席でも若干申し上げましたが、本議案に関連いたしておりますので、再度、質問を申し上げたいと思います。

まあ、皆さん方御承知のように、昨年の秋以降、アメリカの金融不安から世界じゅうに激震が走ったわけですね。非常に、毎日テレビに出ておりますように、企業の業績悪化が伝えられ、労働市場に大きな変化が降ってまいったわけであります。

そうした、景気とは、余り左右されないということだろうと思うんですね。公共等の事業に関して、いわゆる指定管理者制度に関しまして、一般企業の注目が非常に高くなりました。1月16日に臨時議会が招集されまして、指定管理者制度について8議案が上程されました。で、1議案が、有線テレビ放送の施設の指定管理者以外は全部可決されたわけでありましたが、そうした、今回も、引き続き出たわけありますから、全部で9議案ということになるだろうと思うんですね。

そうして、非常に関心が高まったということは、非常にいいわけでありますが、その間、継続審査になりましたので、私自身も調査、研究をさせていただきました。

ところが、その間におきまして、私自身に大きな疑惑がかけられたわけあります。このことで、私1人ならば、私も笑って済まそうかなあと思ったわけありますが、今回の家族旅行村の議案に限らず、MYTの関係、多数の議員さん方の名前が出てまいりました。そうした議員自身に対する疑惑と申しますか、そういうものが非常に高くなってきております。

従って、我々議会の中で肅々と議論しようと思いましたが、そうした大きな議会活動の尊厳まで傷つけられたわけでありますが、そのことにつきまして、執行部に対してもそういう事実があったのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいというふうに、

答えにくいだらうと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問でございますけれども、今、おっしゃいました議会の尊厳が傷つけられる、まあ、言葉をかえれば流言飛語ということですか、あったということでございますけれども、我々は、議会の活動には一切手を突っ込むことはいたしません。議会は議会として市を運営していく上においては、私を中心としました執行部とそれから議会というのは、両輪でございますので、片方の輪に当たります議会のほうには、私のほうから手を突っ込むということはいたしません。

我々、市の執行部のほうですが、今のお尋ねの趣旨は、何か裏があるんじゃないかとか、そういう意図だらうと思えますけれども、全くございません。市の振興、発展のために一生懸命やっておるだけであって、ある特定の意思を持ってやるということはないということを、ここで断言をいたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） はい、よくわかりました。

そうしますとですね、これは、もう、議会サイドの問題だらうと思います。せんだって議長のほうに、100条委員会でもつくって調査をしていただきたいという話を申し上げましたが、議長のほうから、粛々と、そういう流言飛語に惑わされることなく、議会としては議論してほしいと、こういう要望でございました。

私も、これは恐らく、委員会、所管の委員会に付託されるであろうと思います。その審議も含めて、よろしく御審議をいただきたいと、このように思っております。

以上で終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は。有道議員。

3番（有道典広君） このたび、議案の資料をもっといただけるかと思いましたが、何にも出てきておりません。その間に、いろんな調査、勉強をしたかっただけですが、この資料がないのでできませんでした。まあ、独自にはしましたけど、資料、前回、いろいろ出していただけるという話ではなかったんですかね。その辺から、まず、質問したいと。

議長（秋山哲朗君） 山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） それでは、有道議員の質問にお答えをいたします。

資料につきましては、委員会のほうで、今、配付を考えております。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） とすると、議案の1週間前、前臨時会の際に、南口議員が言われましたように、勉強する間が、前は日にちがなかったというんですけど、今度は内容を吟味するところがなかったと。これで、議決でっていうのは、非常に難しいもんがあるんじゃないかと思えますけど。

委員会に出せるんだったら、議員全員に、前もってやっていただければ、最終的には委員会以外も、ここで議決するようになると思えますので、そういう資料の出し方を考えていただくわけにはいかんのでしょうかね。

議長（秋山哲朗君） もしもですね、委員会での資料は、今、課長さんが言われたとおりで、用意しておりますけども、もしも、あの、よろしければ、ここでお配りしても結構、いいと思えますよ。お配りしましょうか。（発言する者あり）わかりました。それで、まあ、その後、付託するようになるかと思えますけども、今、ここで、ちょっと、この議場で資料を配りたいと思えますんで、ちょっと時間をください。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） それでは、ちょっと準備をしたいと思えますので、若干時間をいただけたらと思えます。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 早速、資料の配付、ありがとうございました。

基本的には、議会が選定基準とか業務範囲の中で、いかに確保されているか、反映されているかを問われるということで、これを審議する議会の責任は大きいということを、総務省の通達でも書いておられます。

それはそれとして、このたびの、私がちょっと疑問に思うのは、森林組合が3年間も続けておられて、なぜこのたび、説明会には来られたと聞いておりますけど、その辺はちょっと。

議長（秋山哲朗君） 山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） それでは、お答えをいたしたいと思えます。

指定管理者の公募につきましては、昨年12月15日の日に公告を行いました。で、それと同時に公募を開始したわけでございます。で、それと同時に公募に係ります説明会を1月7日に行いました。この説明会には、カルスト森林組合を含め6事業者の方が参加をされています。

で、その結果、申請書の提出期限であります1月20日までに、市内2業者からの申請書の提出があったわけでございます。で、この中に、カルスト森林組合からの提出はありませんでした。で、今、質問がありましたように、カルスト森林組合がなぜ申請をされなかったかということは、私どもでは承知はしておりません。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） わかりました。カルスト森林組合の内情についてはよくわかりませんが、私のもとに、今ちょっと、カルスト森林組合の通常総代会の資料があるんです。これが、昨年8月に、8月20日ですか、ここで総代会をやられておるわけです。これが、意思の最高決定機関だと思うんですけど、こちらの中に、事業計画書というのがございまして、この事業計画書の中に、事業計画書の中に、森林整備という項目の中にあるんですが、請負事業についてはという項目の中に「3年目を迎えた秋吉台家族旅行村の管理運営については、引き続き、集客に努めてまいりますとともに、次期の指定管理に向けて分析、検討を加えていきたいと考えております」と、そこまで言い切っとるわけですよ。総代会で、ていうことは、意思の最高決定機関ですね。ここまでされておって、なぜ、説明会にも出られて、なぜ応募されなかったのかなと、私は思っとるわけです。

これは、一部の森林組合の総代の方にちょっとお借りしてきたんですけど、現実にもそのように書いてあります。もし、コピーが要ればお渡ししますが、そのような過程がありまして、私は、別に、今度の指定管理者がどうのこうのと言うわけではございません。なぜ、美祢市が財団法人から森林組合にこうして3年間も頑張っていたら、そこの内容もよく頑張つてやっとなと書いてあるわけです。

その辺も含めまして、前回の、農協のこともいろいろ出ましたんで、私もこのたびは、森林組合のちょっと一抹の疑問を抱いて、ここに質問をさせていただいてるんですが、まあ、いかんせん、美祢市のことではございませんので、森林組合が何を考えておるかというのは御返答できないとは思いますが、その辺も、少し、よく調べていただいて、まあ、ひとつ検討、審議を、慎重にやっていただければと思

いますが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 有道議員の御質問ですけれども、今、いみじくもおっしゃいましたように、カルスト森林組合は市の内部組織ではございません。ですから、カルスト森林組合が、どういうお考えで応募されなかったかということはわかりません。

ただ、私が一番思うのは、カルスト森林組合というのは、市とともにあってこの美祢市の豊かなこの森林を整備をしていただくという大きな目的がございます。まあ、そのことで、この組織は一生懸命やっておられるというふうに認識しておりますけれども、この指定管理者、まあ、説明会には来られたけれども、最終的には応募されなかったということでございます。そのことを、どうしてされなかったかということ、市に答え、調査しろとおっしゃられても、これは森林組合内部のことですから、先ほどの議会に手を突っ込まないという、私、ことを申し上げたけれども、これはやはり同様で、それぞれの企業なり組織が独自にお考えを持たれて事業をされておられるわけですから、市が、その都度、その都度手を突っ込んで、方針をこうしろと言うわけにはまいりませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 難しい質問を答えていただいて、ありがとうございます。

どっちにしても、指定管理者である以上は、公平性と有効性、経済性、安定性というのが示唆されるとうたっておりますので、その辺も含めて、MYTのみならず、このたびの委員会付託になると思いますけど、二つの物件を慎重に審議していただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

25番（河村 淳君） 私、一言、こりゃ御意見ちゅうことない、意見を申し上げたいと思います。

約1年間、まあ、一応、この議会に御一緒させていただいておるわけですが、いろいろと勉強をさしてもらいましたが、要は、私が考えますに、この、これはまあ

議題とは別かもわかりませんが、全般的なことになると思うんですが、美祿市を発展させるために、村田市長のほうからも、特別委員会というものを、特に設けられて、発展をするということに尽力を注いでおられるということはよくわかるわけですが、要は、特別委員会と常任委員会の絡み、この辺の守備範囲といいますか、どこまでが特別委員会で審議やる、大体項目のわかっているところもありますが、わからんところもあるようです。

そこで、常任委員会との接点、どこ辺を、はっきり物事を、やっぱ、まだ、するべきじゃないか。特別委員会というものは、特に、要は、その項目が決まっちゃうものについては、それを主張をされたがええんじゃないかと、私の、これはまあ意見です。

やから、まあ、要は、その辺はいろいろお考えもあることであろうと思いますが、今の、今度の、今の問題の、管理指定については、これは、今から委員会の、今も説明がありましたが、委員会でも審議されるかもわかりませんが、こんとき、また、意見を申し上げたいというふうに思ってます。

以上。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 指定管理者制度に関しては、平成の15年9月から施行ということで行われてきております。

それで、今回も、地方自治法の、たしか244条の4項で、こういった指定管理者は事業報告を作成して自治体に報告しなければならない、そういう義務があります。そういうことで、今回、私も総務企業委員会では申し上げましたけれども、一応、事業報告の、ちょっと、報告が、資料出るのが、非常に、後、事後で出てくると、そういう状況が今回見られております。まあ、今までの指定管理者制度を行って、まだ期間がそんなに長くないという、そういう背景もあると思いますけれども、今後、しっかりと、そういう事業報告、しっかりと作成したものを、また人件費等、またそういった経理関係、1人何ぼかかっている、そういったところも、しっかりと私たちが精査して行っている、そういったところも、今後、議会側としてはチェックしていかなければならない。また、事業主に関しても、法人また企業、地方的公共団体、いろいろ管理者になる場合がありますので、どうか今後、しっかりとそういう報告を、まずもって出していただきたいと、事後にならないように、我々がちゃ

んとチェックできるようにしていただきたいということを、まず第1点、お願いしていきたいと思っております。

今後、それと、もう1点、あと、一応美祢市には指定管理者制度が32事業あります。今後、今、竹岡議員、先ほど言われましたけれども、非常に日本の実体経済というのは厳しい状況にある。だからこそ、こういった指定管理の目的として、市が出していくお金を、指定管理料、しっかりと高い位置に推移するのではなく、今まで市が運営していた以上に、指定管理を任すことによって、美祢市の財政がほんとはよくなって、確実になっている、そういったことがないと、何の指定管理も意味がないと思いますので、どうか、その点を、当然見据えておられると思いますけれども、あとは、そういう中であって、32指定業種の中で、企業なりそういったところの法人が、管理する側として、一体この幾らの業種まで、こういった指定管理を受けていくことができるか、企業の方が、今、32あるうち、10業種を、能力があるからといって任されて管理していく。まあ、いろいろあると思いますけれども、その辺の、行政としてのとらえ方、その辺は同じ法人とかが、何業種まで、こう、指定管理を受け取って任せられるかどうか、その辺が何か明確であればお話し、お答えしていただきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問でございますが、先ほどから、私ばかり出番があって申しわけないですが、全般にかかわることですので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

さきの1月臨時会のときにも申し上げましたけれども、このガイドライン、昨年の10月に美祢市としてつくっておるわけですが、指定管理者とかのですね。その内容につきましては、国が定めたものに従っておるというふうに御説明をしたわけですが、そのときに、私のほうからお話を申し上げたと思います。さらに、今、おっしゃられたようなことを踏まえて、この中身を充実させていきたいというふうに考えております。ですから、これを、方針という形で、もっとボリュームのあるものにしたいというふうに考えております。

それと、指定管理の中身がよくわからないと、どういうふうな業種に、どういうふうな事業者が参入できるかということも含めて、これは、国のほうから示されたものがあるわけですが、なかなかそれぞれの事業者の方等は、やれるからと

というようなことも思われるかもしれませんが。それで、今、21年度、平成21年度の予算措置をしておりますけれども、私が、その市長査定のときにですね、この21年度に、いろんな事業者の方が興味を持っておられると思います。これは、非常に、私どもにとっても幸せなことで、いつも申し上げるように、この指定管理者制度というのは、市民に対するサービスが上がって、行政コストが下がって、なおかつ、この美祢市内の業者の方々に活力を与えられるという、三方三得のこの制度であると、これを使わない手はないということでございますので、いろんな業者の方に、わかりやすい説明会が開催できればということで、今、担当部署のほうに指示をしております。それにかかわる予算も組むように指示をしております。その辺で御理解を賜りたいというふうに思ってます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 概略、よくわかりました。一応、今、市長が言われたように、美祢市の指定管理者制度導入におけるガイドライン、読まさせていただいて、内容的にはかなり詰めておられるかなと、そのように思っております。

そういうことで、いずれにしても、指定管理者制度、民間企業が入っていても、非常に、何と申しますか、非常に収益が、努力するけれども、実際、管理料だけでは上がらない、そういう、事業が続けられない、そういう面も逆に出てくると思います。そういったところで、いろいろ事業一つ一つを精査しながら、どうかその辺、市としても管理料をできるだけ下げたいと、まあそういうこともあると思いますので、どうか、その辺は、市民の皆さんも納得するような管理料と申しますか、その辺をきちっと、どうか見ていただきたいとそのように思っております。

そういった、今、先ほど言いましたように、事業の参入に当たっての、そういう、何業種までの管理がどうかということも、今後、どうか、このガイドラインにしっかりと盛り込んで、今回、いろいろ協議されていくと思っておりますけれども、そういうところを勘案しながら、どうか、ガイドライン、指定管理の内容充実を図っていただきたいことを御要望して、私の意見といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） ちょっと、もう一つ言うのを忘れておりまして、今ここに選

定方法は、公募と非公募と、その程度しか書いておりませんが、選定基準というのは公表できないんですか。

議長（秋山哲朗君） 選定基準について。兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 有道議員の御質問にお答えいたします。

この選定基準でございますが、指定内容において、それぞれまちまちでございます。

しかし、これを公表することは可能でございます。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） いろんな公募の仕方、その都度違うとは思いますが、やっぱり選定基準というマニュアルみたいなものをつくらないと、何が何でっていうのがわからないと思うんですね。例えば、安定性は自己資本の充実とか、何とかとか、例えば、もう、建設業者だったら全部オープンにしますね。今、その会社の中身をとかいうものをオープンにするというのではなくて、選定基準が何なのかということまでは、多少のマニュアルがないとだれもがわからんのではないのでしょうかね。

先ほど市長が言われましたように、そういう、色をつけて審査したことはない、そこまで言われるんですから、そういうふうな、何か、だれもがわかるマニュアルというか、そしたら、まこと、こういうことだなど。だから、その、今、会社の点を出してくれとかじゃなくて、そういうマニュアルが今後必要になってくるのではなからうかと、今後も要るのではなからうかと、今から32件も指定管理者制度、移行するのであれば、そういうのもこしらえて、これ、ただ、公募と非公募でしたと、非公募でしたから公募は1社しかありませんでしたとかで終わるのではなくて、じゃあ、1社でも、悪いときがあったら、それでもさせるんかというわけいかんでしょう。だから、それに、基準に沿ってこういうふうに上げたんだというふうな、今後、わかりやすいマニフェストというか、そういうものをつくってしかるべきではないかと思います。

そういうものが、ここに出てこない、この会社が立派な会社であってもわかりません。

この間の、非公募でも、山口ケーブルテレビという会社がどういう会社かも、何にもわかりません。特に、私、建設業やってますが、全部、ほとんど、白日に内容まで皆さらされます。そのぐらい、企業というのは、公共性があると全部大っぴ

らに公表されます。あくまでも、個人情報保護というものもありますけど、一応、美祢市の公的なものを受けるといふ以上は、そのぐらいの管理基準といふか、選定基準を設けて、今後、おく必要があるのではないかと考えます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 有道議員の御質問ですが、有道議員、ガイドラインお読みになったですか。

3番（有道典広君） はい。

市長（村田弘司君） ガイドラインの中に、今言われたことは記載があります。よく読んでください。あたかも、今の御質問のされ方を聞くとですね、市が特定の意思を持って、何らかのことはするんじゃないかというふうに聞こえなくもなかったのですが、先ほど来申し上げておるように、ガイドラインに従って粛々とやっておるということで、細かいことで、まだ記載したほうがいいことがあるかもしれないが、その辺は精査をして、これをもっと充実したものになりたいというふうに申し上げましたけれども、基本的なこと、今、選定の方法等については、このガイドラインの中にしっかり記載をされております。ですから、公募によるものか、公募によらないものか、これについてもこの中に記載があります。

それとですね、また、選定委員会の方で、いろんな項目、多岐にわたる項目によって、選定委員会の方で選定をしていただく仕組みになってます、このガイドラインに従ってですね。このガイドラインというのは、あくまで、国の制度に基づいてつくっておりますから、その選定委員会の中でやっていただく項目についてもきちりありますので、それはまた別に実施要綱があります。それも、議員活動の中で調査をされたいということであれば、我々は、何ら隠すものでもありませんし、私願するものでもありません。その辺は、御理解をちょうだいをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） どうも、市長に誤解を与えるような発言が一部あったかどうか、あれが、まあ、そういう悪意な質問じゃなかったんです。別に、例えば、建設業界でもA、B、Cのランクとか、このぐらいのとか、いろいろありますよね。そのように、選定基準というのが実際あるのかと、今審議会で、いろいろ頑張ってお

られると、それもよくわかっております。ガイドラインに沿っても、よくわかっております。ただ、そういう、例えば、こっから下はだめなんだとか、そんなもんがあるのかどうかもちよっと聞きたかって、私が、そういうふうな選定基準っていうのが、私の言うのは、数値的な基準とか、そういうものがあるんかどうかを聞きたかったんです。

まあ、そういうことで誤解のないように。別に、悪意で発言しておるわけではございませんので、あしからず、よろしく願いいたします。

それがあるかどうかだけを聞きたかったわけです。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 有道議員、私は、決してあなたが悪意を持って質問されたとは思っていません。あなたはすてきな方ですから。

それと、今、おっしゃったこと、例えば、言われる意味はわかるんですよ。A社という会社があって、この会社はどのレベルであればこの指定管理に入れるかですね。例えば資本金とか、どういう活動をしよるかとか、いうことのきっちりしたものが無いことにはわかりづらいんじゃないかというふうにおっしゃるだろうと思います。それは、結局、例えば、公募かけますね。そうすると、選考委員会の説明会をします。そのときに、その辺のことをきっちり説明をするわけなんですよ。それをもって、先ほど、家族旅行村のときに、6者応募があったけれども、結果的に2者しか、説明会には6者来られたけども2者しか公募されなかった、応募されなかったということは、説明会をお聞きになって、説明を受けられて、ちょっと我々の会社では難しいかなと、資料を整えていくのは無理かな、ということをいろいろ考えられるんでしょう。個別にはわかりませんよ。ですから、その辺のことは、きちっと説明をさせていただいておる。ですから、先ほど、岡山議員の質問にお答えを申し上げたように、それに至る前までの、説明会に行くまで、ことも説明会に行こうか行くまいかという判断も、その前があるでしょう。ですから、このことが、もっと広く普遍的にわかりやすくなるように、その指定管理者制度の講習会なりを開くように指示をしたということ、先ほどお話をしました。

ですから、この、指定管理者制度について、あたかもいろんな、ちょっと裏のあることがあってやっているんじゃないかという誤解があるんじゃないかと思えますけど、全くありませんから。オープンで、フラットで、公明、公正に、我々はやっ

ておると、その辺は誤解がないように、重ねてお話をしておきます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） なおですね、委員会付託になろうかと思えますけども、できる限りの資料は委員会の席で出していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

安富議員。

22番（安富法明君） 先日5日の日に、総務企業委員会が実はありまして、同じようなことを申し上げはしたんですが、基本的に、この制度の難しさというのが、実は、私はあると思っております。

で、この指定管理者制度は、従来の委託契約ではなしに、要するに指定行為、行政処分でやっちょるって言うんですよね。で、行政処分というと、行政機関の行う法的行為のうちの単独行為を指すっていうふうなことを書いてある。で、要するに、本来なら議会の議決は要らんのかなと思うんですよね。ところが、法的には、自治法で議会の議決を求めているんですよね、議決をもらえと、こういうことになっちょる。で、議会の議決には、ここ、きょう資料出せたらこう出てきたんですが、こういうふうなこと、三つしか書いてない。要するに、指定管理をする施設の名称であるとか、団体の名称、住所、指定の期間と、指定管理の期間とか、そういうことですよ。

で、この三つを示して議会の議決を求めるなんていうのは、これは無理な話、無理なんですよ。

で、今、議長もたびたび言われる、委員会には資料を出しますよ、極力出す。じゃあ、委員会におらん者はわからんわけですよ。で、委員長報告で、その、いろいろこういう質疑が出たよということで、結果的に可決すべきものとして報告をされて、委員長ああだこうだって、今度は委員長とやるかって、やっぱりそうでもないと思うんですよね。議員さんがそれぞれ持たれてる、その思っているのは、やはり執行部とのやりとりのなか、委員長も大変だろうというふうに思うわけですが、そこで、先ほどからありますように、平成15年にこの行政の効率化っていいですか、あるいは住民サービスの向上ってということ、大きな二つのねらいだろうというふうに思うんですが、この指定管理者制度の持つ課題ちゅうのはいっぱいあるんです。期間を指定する中で、民間の活力が導入できるけども、3年後あるいは5年後

の保証っていうのは何にもないわけで、その中で鋭意業務に取り組んで、制度によって指定を受けて取り組んで、その間に職員を育てて、で、3年先にはもうだめじやと、こねえな話も出てくるわけですよ。非常に不安定。

そういうふうな課題がある中で、二、三お聞きをします。

で、この、秋吉台家族旅行村というのは、本来収益事業と言っていいと思うんですよ。収益事業を行っておると。で、その制度そのものにのっかって、限りなくできるものは、指定管理者制度を適用していくよというのが、ガイドラインにも書いてある。で、その中に、やはり公民館のような、あるいは児童クラブのようなものから、こういうふうな収益事業を目的とするようなものまであるんですよ。で、先ほどちょっと有道議員の話にもあった、指定基準っていうか、まあ基準ですよ。選定基準でもいいのかもしれませんが、要するに、そういったものが議会にも示された上で、で、選定委員会の中でこういう結果が出ましたっていうことが、やはり議会に、全員の方に示されるべきだろうというふうに思うんです。それでないと、やはり手を挙げんっていうのが、まあ、実は、議員としてはあります。

でまあ、一般的なことはそれとして、二、三お聞きをします。

で、この、家族旅行村は、旧秋芳町時代に第1回目の管理者制度によって3年間ほど森林組合が委託を受けられました。で、そのときに、旧財団の、秋吉台家族旅行村財団だったんですが、職員さんがおられた。で、この職員の扱いについて非常に苦勞があって、この指定管理を受ける、仮に民間の業者がこれを引き継いだんですが、これを引き継ぐことによって、かなり、何ていいますか、新しく指定管理を受ける団体としては、契約といいますか、動きが難しくなってくるというふうなところが、実はあったんですが、やはり諸般の事情といいますか、そのときの事情で、森林組合さんはその職員さんをお引き受けになって、3年間の指定管理業務を行われた、こういうふうな経緯もあります。

で、そのことについては、このたびの、管理者が変わることによってどうされたか、これ一つ。

それとですね、もう一つ、これは、すべてになるのかもしれませんが、管理者を変更された一番大きな理由っていうのが端的に示されないだろうと思うんです。これ言ってしまうと、みんなになるかもしれませんが、全部になるのかもしれませんが。

それとですね、これは今の、秋吉台、秋芳洞観光とは、直接に余り関係を持たな

いいと思いますか、連動して動いてないと思うんです。で、気持ちとしては、私の気持ちとしては、秋吉台、秋芳洞観光の一翼を担う大きな使命を持って動いてほしい。で、少なからず、指定管理料も、前回また2,900万かでしたし、その家族旅行村自身の収益も3,000万を超えるものがあったのかな。両方で6,000万を超える収入が、事業費がかかっておるということになります。

で、これだけの施設が、どういうふうな位置づけで運営をされるか、経営をされるかっていうことは、非常に大きな課題であろうというふうに思っております。で、そういうものが、市が、美祢市として、こういうふうな使命を持って管理運営してくださいよと、それに対してこうこたえられたから、このたびの指定管理者としてのこの団体ですか、ここを選びましたっていうふうなのが示してほしい。

3点について、お伺いをいたします。

議長（秋山哲朗君） 答えられる範囲内で。山本課長。

総合観光部観光総務課長（山本 勉君） 安富議員さんの御質問にお答えをいたします。えっと、お答えをいたします。

で、まず1点目の、旧財団のときの関係のお話がありましたが、旧財団の責任者の方におかれましては、今度指定管理を切られる、説明会なり、募集要項にも、引き続き雇用をしていただくと、いうことで説明をしておるところでございます。

それから、どのような位置づけで家族旅行村を考えておられるかということだったろうと思いますけれども、秋吉台の家族旅行村につきましては、秋吉台という非常に豊かな自然の中に健全なレクリエーションの場を確保をして、住民を初め、市民ですね、を初め、広く観光客が利用することによりまして、観光の振興、それとか都市住民と地域住民との交流、ひいては福祉の増進を図るという目的で設置をされておるところでございます。

で、やはり、その観光地の中にもそれがあるということで、今、観光客の、お客さんの流れというのも、非常にその自然といいますか、エコといいますか、いやしを求めて来られるお客さんが非常にふえておるところです。ということは、こう考えたときには、この秋吉台の家族旅行村の果たすべき役割は非常に大きいものがあると私は考えております。

ということになると、やはり観光商業化できます。で、あえて言うのを今までであったところに彫刻を置かしていただいておりますと、置いていただいております。そう

ということになると、今後、観光等、家族旅行村が、観光の振興にタイアップしてやっていくことが一番重要なポイントではなかろうかと私は考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 今の課長の答弁なんですけども、これからのことで、合併してからの新しい観光地、観光立市美祢市ですか、の今からプランがいろいろできていくわけですから、そういうことについては今から計画をつくって、その目的が達成されるということが望まれておる、求められておるんだらうというふうにも思うんです。それはそれでいいんですが、基本的に答弁を求めなかったからあれなんです、結局ですね、結局、制度としての課題、ですから、議会に十分な資料が提出をされない、そして議会の議決はいただきますよと、で、議会の議決を経た後で協定を結ぶと、これ流れとして非常におかしいんですよ。で、この議会活動、議会運営にもかかわることですから、余りこうおかしくなるのかもしれませんが、委員会に資料は十分出しますよっていうんじゃないしに、この前も申し上げたつもりなんです、やはり、今、ほかの議員さんからも出たのは、やはり全員に同じような資料、あるいは選定委員会で示されたような資料を、当然その比較をされるに当たって、それなりの資料に基づいて選定をされているというふうに思うわけで、そういったものを、ぜひ、これから、この制度の運用っていいですか、を、透明性の高いものにしていくためには、ぜひ、そういうふうなことを考えていただきたいというふうに思います。これはお願いじゃないしに、もうやってもらわんにゃいけないんじゃないかというふうに思います。で、多くの、要するに施設を、この制度に基づいてやるという以上は、もう方針が出ている以上は、ぜひそういうふうな方向でお願いをしたいというふうに思います。

で、委員会に付託があるようでございますので、一応それだけお願いをして終わりたいというふうに思います。大切なことですので、十分検討していただきたい。議長のほうにもお願いをして、よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員、なかなか、この本会議場の中で、議員がどのようなことを要望されるかということ、要求されるかということ、を予測しながらやることは非常に難しいわけでありまして、委員会に付託されますと、それなりの中で資料を出せるんです、時間的に。ただ、今、現在何ほか用意しておる分があります

けども、ただ、恐らく委員会に付託されるであろうということですから、今、全部の資料を用意しておくかどうかわかりません。ただ、今、執行部に聞いてみま
すけども、出せる範囲内で、今出して、25人分ですかね、6人分ですかね、用意
してる分があれば、今でも出したいと思います。ちょっと待ってください。

22番(安富法明君) 質疑じゃなくなりますんで、あれなんです。委員会に資
料を出すっていうことは、議長は、議員さんに出された資料っていうのは、委員会
の委員さんだけじゃなしに、全員にこう渡るっていうことが前提にあるわけです。

議長(秋山哲朗君) 先ほど言ったように、どのような質問とか、その要求される
ものがわかりません。ただ、こっちが想像した中での資料ですから、出すか出さん
かもわかりません。そりゃ、委員会の中で出してくれたら出します。

22番(安富法明君) ですから、そういうことですよ。で、今、委員長報告を、
当然委員会があるわけですから、委員長報告がされるわけ、そういう話したらおか
しくなるかな。議決は皆さんに、この後で、臨時会ですからね、書いてないわけ
ですから、きょう1日ですから。

議長(秋山哲朗君) まあ、きょう1日になるかどうかわかりませんが。

22番(安富法明君) 委員会が終わって、皆さんが資料をもらわれてですよ、議
決を求められるわけでしょ、議長は。ねえ。

議長(秋山哲朗君) 当然ですよ。

22番(安富法明君) その間に、皆さんが理解をしないといけないわけでしょ。

議長(秋山哲朗君) だから。

22番(安富法明君) 委員会は、原案のとおり可決すべきものと委員長報告があ
って、じゃあ、あとの人が、ほかの委員会の者が、いや、そりゃいけんちゅうて言
うて……。

議長(秋山哲朗君) だから、今、どういう資料が要るのかというのを言っていた
ら、執行部のほうにそのように指示いたします。ただ、何ほか用意しておく
というのは、恐らくこういった質問が出るんでであろうというようなことの中で、用
意してるのがあります。これは、まあ、委員会の中の資料ですから、もしも、そう
いった、今、安富議員が何を求められるのかわかりません。だから、こういった資
料を出していただきたいというならば、全員に行き渡るようにしますということ
です。

22番(安富法明君) はい、まあ、一応それで。

議長(秋山哲朗君) だから、どういうふうな資料が要るということですか。ちょっと言っていたら。

22番(安富法明君) はい、先ほども言いましたように、管理者が変更された大きな理由が理解をできる、するに足る資料、もう、こう申し上げるしかありません。

議長(秋山哲朗君) そりゃ、そりゃ、ないじゃろう。

22番(安富法明君) ですから、それは、私がいいとか悪いとか、皆さんも同じようなことを思っておられる節があるわけでしょう、今までの質疑の間で。

議長(秋山哲朗君) ちょっと待ってください。それは、あくまでも、カルスト、先ほどの有道議員さんの発言にもありましたように、カルスト森林組合が、なら、何で、なら、こうしなかった、公募に応じなかったから、これわかりませんよね。ただ、公募した中で、二つしか、今、応募に応じられなかったわけですから、その中の選考ですから、それ以上のことを言われても、その資料を出せて言われても難しいと思います。

22番(安富法明君) 議長、議長、私は、カルスト森林組合は、前回されておったという、このたびカルスト森林組合と比較してどうのこうのということは、一言も申し上げたことはありません。ただ、2者あったわけでしょう。で、この選定基準、マニュアルですよ、これにも、たとえ1者でも、1者だから何も審査をしないよということはない。要するに、その、要するに資料はあるわけですよ。そういうことですよ。1者でもやります、きちんとやりますよと書いてあります。ですから、資料がないわけじゃないんですよ。みんなあるんです、たとえ1者でも。このたびは2者あるわけです。2者の比較がされているはずですよ。

例えば、先ほどから言いますように、例えばですよ、議会の議決を経た後、要するに選定委員会をするわけですよ、そして、議会に提案される、議会の議決を経た後に協定を結ぶ。で、これからすると、その協定を結ぶ段階で、指定管理料なんかが必要ときには、そこで決まるんかということ、実はそうじゃないわけですよ。ねえ。その前に、議会の議決を、要するに選定委員会で既にその辺のことは、ある程度のことを見て、2者あれば、要するに1者が幾ら、1者が幾らぐらいあったらできるよっていうのも出ていると思うんですよ。そうじゃないんですかね。そうで

なければ、私の言っていることは全然。

議長（秋山哲朗君） いや、先ほどあなたが言われたのは、安富議員さんが言われたのは、かわったということですよ。今、カルスト森林組合からかわった、今の、このたびの中高年のほうにかわったということの理由を出してくれということ、それは難しいことはないですかと私は言ったんです。ただ、今言われるのはわかるんですよ。このたび2者だから、2者の、なら、その1者でも、例えば1者でも何を基準として、さっき有道議員が言われたとおりなんです。何を基準として、ならそれを決めたかということなんです。そうでしょ。そういう資料は出せると思います。

村田市長。

市長（村田弘司君） また私のほうがしゃべって申しわけないですが、ようやく、今、安富議員がおっしゃる意味がわかりました。

確かに2者、方針に依じられて、我々選定委員会のほうできっちり選定をいたしております。それにかかわる項目、それから点数、これは具体的な事業者の名前はお出しできませんけれども、それを比較するものはこれはお出しすることはできません。

先ほど、安富議員が言われましたけどもね、結局、これ行政処分ということで、本来は行政が行政の責任においてやるべきことなんです。で、法律に基づいて、我々が責任を持ってやったことの、事業者の名称とそれから代表者と住所だけを、この議会で議決しなさいということが定められておる。ですから、そこに至るまでのことについては、行政が責任を持ってやるということですから、私がその責任者ですから、私が責任を持ってやっておるということ。その中身について、比較したものの、これ隠すものでも何でもありませんから、求められればお出しします。それぞれの委員さん、16名かな、委員の方が委員長含めて16人いらっしゃいますんで、それぞれが点をつけていって、公明、公正に。その比較したそれぞれの項目に基づく点、それから総点数、明らかなものです。それを求められれば、お出しします。全く隠す意図はございません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そういうことでございますので、もしもよければ資料の提出をしたいと思いますので、用意ができておれば出してください。（発言する者あ

り)

はい、ちょっと、南口議員、もうちょっと待ってください。

ちょっと、ちょっと休憩しましょうか。ちょっと、暫時休憩したいと思いたすので、よろしくお願ひします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時17分再開

議長(秋山哲朗君) 休憩前に続き会議を開きます。

山本課長。

総合観光部観光総務課長(山本 勉君) それでは、議長さんのお許しがいただければ、資料を配りたいと思いたす。

議長(秋山哲朗君) 皆さん、よろしいでしょうか。

そのほか質疑はございせんか。南口議員。

21番(南口彰夫君) 指定管理者に対する議案の提案の仕方については、先ほどから、たびたび議論になっているんですが、MYTのケーブルテレビのときも同じ質問をしたんですが、長年その指定管理者として業務に携わってきている団体、今回は、森林組合。これは、農協さんのときにも同じ質問をしたんですが、その撤退をするときに、個人の、民間の会社なら、社長がトップダウンでやめたと言え、やめたという意思決定につながる。しかしながら、農協もそうなんですが、森林組合も、協同組合法に基づいているはずなんです。そうすると、森林組合として、総代会かもしくは理事会で、家族旅行村に対する指定管理者に対して、何らかの意思決定がなされたのかどうなのか、まずその点をお尋ねしたいと思いたす。

議長(秋山哲朗君) 山本課長。

総合観光部観光総務課長(山本 勉君) 南口議員さんの質問にお答えをいたします。

森林組合の、施設の管理者の理事会なり総代会での議決の関係ですけれども、正式には、私のほうは承知をしておりせん。

議長(秋山哲朗君) 南口議員。

21番(南口彰夫君) 正式か非正式かは別なんです、家族旅行村の、3年間やってきて、それで、それに対する森林組合がその申請書を出していないということ

に対して、森林組合がどういう態度をとったかというのは、総代会も理事会も、開いたかどうかを確認していないということなんですか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問でございますけれども、さきのケーブルビジョンにかかること、これについては公募によらないということです。そういうことがございましたので、せんだって南口議員がおっしゃいましたように、意思決定をされたのが、どこでされたかということを確認したほうがいいんじゃないかということでございましたので、理事会で確認をされたということ、市として確認いたしました。しかしながら、今度の場合のケース、これは公募によっております。そうすると、公募をするか、公募に応じるか応じないか、そういうことは、森林組合がどこの段階で公募に応じる、応じないということを決められたかということは、我々が了知、承知すべきものでもありません。ですから、その辺の調査は不必要というふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、森林組合というのは、我々の市の森林を、非常にきれいにさせていただいておるということで、異論を挟む余地はありません。本当に一生懸命やっただいております。ですから、今後も、森林組合におかれましては、市のこの林業行政について、非常に御協力を賜るといふことでの気持ちはお伺いしております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 今の説明であれば、MYTのときには農協さんとの関係は非公募、非公開で指定管理者を選定したので、当然、議会の意見を受けて意思決定の確認を行ったと。ところが、そうはいつでも、森林組合さんは、今も業務を、3月末まで継続をされよるんですね。そうすると、当然、前回の議会で出てきた質問なんですから、次の議案を提案をするまでに、何らかの形で、なぜ森林組合が参入しないのかという点は、議会の中で議論が出るということは想定内だろうと思うんです。で、少なくとも、議会の議決を求めるといふ執行部の姿勢をきちんとするならば、議会で議論されるであろう、意見が出されるであろうということ想定した、きちんとした対応はとるべきではないかと思えます。で、まず、それがなされているのかいないのかぐらいは、一つはお願いがあるのは、会期が、最終的に採決

するまで、もしくは、できれば委員会が開かれるまでに確認をとって、全く理事会に諮ってないということになれば、じゃあ、それこそ疑惑じゃないけど、3年間やってきた業務で、しかも、さきだつての観光部からの報告によれば、売り上げだけでも年間6,500万円の売り上げなんです。その売り上げが、森林組合にとってどうであったのか、何らかの形で議論がなされていないということになれば、それこそ、議員の不信や疑惑をかき立てるような結果になるんじゃないかと思えますから、その1点調べていただきたいということと、もう1点は、先ほど執行部のほうから、この家族旅行村の意義を若干説明をされました。それについては、家族旅行村については、昨年の議会でも私は意見を述べているんですが、家族旅行村そのものの利用者が年間5,000人から6,000人の数なんです。しかしながら、そのほとんどが、市外もしくは県外から来られる利用者なんです。で、村田市長は、少なくとも、この4年間の市政運営で最も重要なマニフェストとして、二つの公立病院を統一的に管理すると、絶対この病院をつぶさないということを第1点に挙げられている。もう1点は、観光事業ですね、秋芳洞を中心にしながら観光事業で新たな収益を望める事業の展開をしたいと。この二つが最も大きかった。ところが、家族旅行村が、秋芳洞も含め、観光事業にどのような役割を果たしているかと言えば、少なくとも、私が地元の関係者等から聞いている範囲では、ほとんどリンクがなされていない。家族旅行村は一つの独立した村のように存在をするために、相互の利用者が相互に関連を指定すると、利用するということがほとんどないと聞いているんです。そうするならばですよ、そうするならば、1人当たり5,000円、1万円を、市外、県外の利用者に、大切な市民の税金を注ぎ込まなければならないと。こういう矛盾のあるような施設なら、将来的に、私は、その本当に効果のある観光事業として必要なものなのかどうなのか、それから、美祿市民が、みんなが利用して行政サービスを受けられるもの、もともと、指定管理者の小さな出発は、公民館や児童館、それに福祉、教育施設等も含めながら、社会教育にかかわる施設等も含めながら、市民みんなが享受できるもの、そこにある程度の行政サービスが要るから、その、必要とする税金を注ぎ込むという意味はあるはずですよ。ところが、この家族旅行村の、ここ、とりわけ、この3年間見ても、これが美祿市民に大きく利用され、享受されているというような評価や資料は、私は少なくとも、この間、議会にも提示されていないと思えます。

そういった点からいくなれば、村田市長が、将来美祢市をどういうまちづくりをするのかといった点から見るならば、そういった点の、市民に行政サービスを享受させるといふことの位置づけがはっきりしないような、この家族村のような施設は、将来的には廃止すべきだと。で、削るべきところは大いに削っていくことが必要だと。やがて、道の駅であろうが、竹の問題であろうが、そういった視点で議論しながら、本当に必要なところにはその予算を注ぎ込み、力を入れていくことが必要だが、しかし実際に、美祢市にとってメリット、デメリットがあいまいになってくるものについては、きっちりしたけじめをつけていくことが必要ではないかと思いますが、そうした2点についてお答え願います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問にお答えをいたします。

南口議員、非常に理路整然と、市長をかわったほうがいいぐらいのことをしゃべられましたので、私がしゃべりづらくなりましたけれども、今おっしゃいましたように、私の大きな政策の柱の一方が、山口県の中の交流拠点都市を目指すということ。従いまして、観光立市を目指すという側面を持っていますということを常に申し上げております。

今の家族旅行村ですが、旧秋芳町の時代から今引き継いでおるわけですが、先ほど申し上げたように、カルスト森林組合、あそこの初めての指定管理を受けられまして、森林組合という非常に大きなノウハウですね、森林の整備に関する、それをもって、この従前からやられておられた、この指定管理の期間中ですね、あそこの自然環境、非常によくしていただきました。感謝をいたしております。ですから、その、ベースとしての今の家族旅行村、環境ですね、環境が非常によくなったということ。これをもって、今おっしゃいましたように、じゃあ、市は公金を使って、わずかとはちょっと言いませんけれども、五、六千人の方に対して、それを投資をしていくべきかどうか、やめてしまったほうがいいんじゃないかというふうな御質問だったと思いますけれども、また話がもとに戻りますけれど、観光立市を目指すならば、今の家族旅行村の持つべき役割というのは、非常に大きいというふうに思っています。

先ほど山本課長も申し上げましたように、最近の旅行者のニーズとございますが、要望つというものが非常に変わってきているという側面があります。滞在型、着地型、

それからエコ、スローライフ、いろんな面がありますけれども、それを受け入れられる受け皿として、今の家族旅行村は非常にありがたい施設だと思ってます。

それと、もう1点はですね、今、おっしゃいました、観光本体と家族旅行村のリンクがうまくいってなかったんじゃないかという御指摘ですが、そういう側面がありました。ですから、今後、観光本体と家族旅行村を密接にリンクをさせまして、今家族旅行村に来ておられる御客様、倍増、3倍、4倍というふうな形でしていきたいと思ってます。それは、我々にとって利があるばかりではなしに、その家族旅行村にとって利があるばかりじゃなしに、それが観光立市たるべく、この美祢市全体に、非常に大きな効果をもたらすというふうに考えてますので、秋吉台、秋芳洞、それから大正洞、景清洞、それから美東のほうの長登銅山跡、それから家族旅行村、それから旧美祢市のほうのこの化石、いろんな物をリンクさせて、この美祢市全体を全国、世界に発信したいというふうに考えてますので、不必要なことはないということをお願いしたいと思います。

南口議員、聞いておられますか。（発言する者あり）

以上でございます。（発言する者あり）南口議員、あなたの間違いに私もつられました。（笑声）1けた違っておりました。けたが違っておりました。5万強だと思います。はい。訂正をさせていただきます。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員、二つお尋ねがあったんですね、私はしゃべりよるとすぐ忘れるんですよ。

まず1点目が、どこで意思決定をされたかということですが、理論的には、先ほど申し上げたように、確認をする義務はないと思いますけれども、おっしゃることもよくわかりますので、後ほど委員会に付託をされると思いますので、その席までに、執行部の担当部局のほうからカルスト森林組合のほうに確認をさせたいと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に建設観光委員会、総務企業委員会、議員全員協議会の開催をお願いいたします。

なお、議員全員協議会の協議事項につきましては、地域公共交通協議会の報告について、その他等でございますので、よろしくお願い申し上げます。

午前 11時34分休憩

午後 4時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第3、議案第1号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について及び日程第4、継続審査中の平成21年第1回臨時会議案第1号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） 只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第1号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について、委員全員出席のもとで審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、本会議で質問のあった、理事会で決定されておるのだろうかとの問いに対し、1月19日に臨時理事会が開かれ、その中で、この家族旅行村のことは決定されておりますとの報告がありました。

続いて、執行部より、秋吉台家族旅行村は、豊かな自然の中に健全なレクリエーションの場を確保し、住民を初め広く観光客が利用することにより、観光の振興、都市住民と地域住民との交流及び福祉増進を図るために設置された施設であり、昭和61年6月に供用開始されてから、財団法人秋吉台家族旅行村財団が管理運営を行っていましたが、「指定管理者制度」の導入によりまして、平成18年の4月から平成21年3月までの3年間「カルスト森林組合」に管理運営をお願いしているところです。

今年度末をもって指定期間が切れることから、新たに公募を行い選定が行われた

ところですが、このたびの指定管理者の公募につきましては、昨年の12月15日に公告を行い、公募に係る説明会を1月7日に開催をいたしました。

この説明会では6業者の方が出席され、1月20日の提出期限までに市内の2業者からの申請書の提出がありました。

これに伴い、1月27日に指定管理者選定審査会が開催され、16名の審査委員により審査をいただき「企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団」に決定した旨の答申を受け、今回の議案の提出となったものであります。次期指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年間とし、次期指定管理者の概要につきましては、資料に沿って説明がありました。

次に、審査会における審査方法について、審査は総合点数方式により実施されており、各事業者から提出された申請書をもとにヒアリングを行い、質疑応答の後、あらかじめ設定した評価項目について点数化した点数表に基づいて、各委員さんに審査をいただき、その合計点が最も高い事業者を選定していただいたものであります。

市民の平等が確保されているか、事業計画の内容が施設の効果を最大限発揮するために管理経費等の節減がなされているか、事業計画の内容に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか、特に観光施設ということもあり、観光振興に対する取り組み、考え方といったものを含めて採点をしていただき、その採点結果がよかった事業者を選定していただいておりますとの説明がありました。

次に、質疑、意見について御説明をいたします。

委員より、審査採点集計表の中で、年間の自主事業計画において点数に差が出ているが、そんなに開きがあるのかとの問いに対し、執行部より、申請者から提出された事業計画書、予算書等を事前に委員さんに配付し、熟読していただいた上で当日ヒアリング等を行った結果、こういう形になったものですとの答弁があり、さらに委員より、何点以上なら採択ができるのか、何点ならだめなのか、この基準があるのかないのかとの問いに対し、執行部より、今現在では点数の上限はありませんとの答弁がありました。

さらに委員より、現在の家族旅行村の職員の方々の雇用条件、給与の保証等の問題はどうかとの問いに対して、執行部より、旧財団の職員の待遇、処遇につきましては引き継いでいただくということで、事前に募集要項等でお話し

をし、了解を得ていますとの答弁がありました。

また、委員より、人件費の予算措置について、説明会のときに人数は決まっているのか、また、選定の経緯、概要等については、原則として当該施設での閲覧、市ホームページでの掲載等行い、透明性の確保に努めなければならないとあるが、議会での説明とは違うことが載せられるのかとの問いに対して、執行部より、職員の配置、人数につきましては、申請書の中に事業計画書というのがあり、その中で職員の配置をどのようにして管理運営をするのかという計画を出していただき、人件費等が積み上げられております。また、ホームページ等の公表の中身につきましては、今後協議をしていきたいと考えておるとの答弁がありました。

また、委員より、収益的事業ということで赤字もあり得ると思うが、もし赤字になったときの対応はとの問いに対して、執行部より、基本的には事業者の責任となりますが、社会情勢の変化等でそのようになった場合は協議する必要があるとの答弁がありました。

また、委員より、4月1日からの指定管理となりますが、既に予約等も入っていると思うが、その辺の引き継ぎはどのようになっているのか、また、器物破損した場合はどこの責任になるのかとの問いに対して、執行部より、引き継ぎの件につきましては、業務に精通されている旧財団の職員をそのまま引き継ぎますので、スムーズに行われると思います。破損につきましては、建物は行政の方でやるようになりますが、いろいろな項目がありますので、リスク分担表を作成し、どこがやるかという取り決めをしたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、草刈り等の管理運営のチェック、確認はどのようにするのかとの問いに対して、執行部より、管理運営の仕方につきましては業務仕様書を作成して取り決めており、その事業報告を定期的に提出していただくようにしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、2者の応募があったということだが、両方とも審査基準に満たないので白紙に戻すということも審査会であり得るのか、また、何を重点に決められたかとの問いに対して、執行部より、公募した場合、1者でも審査会はあります。今回の申請書の提出は、募集要項に基づき申請がなされたということで、2者を受け付け、16名の審査員で総合評価を点数で決定したものであります。また、採点表すべての項目を重点にしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、前回の指定管理者カルスト森林組合と全く同じ仕様書なのかとの問いに対して、執行部より、この施設が持っている大きな目的を達成するために、それぞれの団体が独自性を持っており、それを判断していただいたのがこの選定委員会であるということを御理解していただきたいとの答弁がありました。

その他の質疑、意見につきましては省略をいたしますが、採決の結果、全員異議なく、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案1件の審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

このたびの委員長報告は、去る1月16日に開催されました第1回臨時会におきまして本委員会に付託された議案第1号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてが継続審査となっておりますことから、去る2月5日と本日の2日本議案について審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、2月5日の審査につきましての報告ですが、当日は1名の委員欠席のもと開催をいたしました。

委員会では、執行部より1月16日以降の本議案に関する状況について説明がありました。

その説明によりますと、1月16日の本委員会における委員の意見を受けて、執行部においてはJ A山口美祢農協へMYTの指定管理者継続についての意思確認を理事会で諮っていただきたいとの依頼をし、それを受けてJ A山口美祢農協は1月27日に理事会を開催され、指定管理者の継続については正式に辞退をするという結果に至ったとの報告を、J A山口美祢農協から受けましたとのことです。

委員会では、まず委員より、2月9日の臨時会まで本議案についての調査を行う予定だったが、本日は採決をとるのが目的なのかとの問いに対し、委員長の私より、本日は議論を深めていただき、できれば議案の採決まで行えればと思っていますとお答えをしました。これに対し委員より、美祢市有線テレビ事業が導入されるときに、農協にはそのノウハウがないことから、下請ではあるけれども、主体的に協力していただいた企業があったという経緯があるとの発言があり、また、委員より、今まで協力いただいた企業に対して、今後どのように対応をされるのかが大事だと思う。また、このことも踏まえて、9日の臨時会まで調査を行いたいとの意見があり、執行部より、御意見については、今後整理し検討したいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、JA山口美祢農協からの要望事項について、対応はどのようになっているかなどの意見もありましたが、9日まで調査を行いたいという委員の意向を尊重し、委員会では採決を行わず、再度2月9日の臨時会当日に本委員会を開催し、このたびの質問に対する回答を受けながら、審査を行うこととなりました。

続いて、本日開催いたしました委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。本日の委員会につきましても、1名の委員欠席のもと開催をいたしました。

委員会では、まず執行部より、2月5日に開催いたしました委員会での質疑に関して説明がありました。

それによりますと、まず山口テレコムがこれまで美祢市において頑張ってきた件につきまして、このたびの事業の目的は新美祢市の情報の一元化であり、ノウハウがあっても、既に美東地域でケーブルテレビが整備されている状況では、これとの接続は無理であり、情報の一元化は難しいのではないかと考えることから、このたびの結論に至りました。

また、JA山口美祢農協を指定管理者として考えられなかったのかについて、事務レベルでの協議はしています。情報の一元化という目標を達成するために、最も適切なパターンとして、JA山口美祢農協が指定管理者となっただき、技術的実務は山口ケーブルビジョンにやってもらう方法を提案しましたが、それは難しいとのことであり、農協としても、高度で日進月歩な技術革新に対応していくのは大変だから、専門のところに任すのが一番いいのではとおっしゃっておられました。

また、秋芳地域のケーブル整備が完了した後、MYTの指定管理者が山口ケーブ

ルビジョンとなることはわかるが、整備前になぜ山口ケーブルをMYTの指定管理者にしようとするのかという点につきましては、秋芳地域のケーブルテレビの整備は、美東地域から山口ケーブルビジョンのケーブルを延長させ、国・総務省の交付金事業により整備を計画している。事業実施主体は山口ケーブルビジョンであり、施設は山口ケーブルビジョンのものであり、管理運営もケーブルビジョンが行う。美祢地域は、農林水産省の補助事業で整備し、これまでMYTが管理運営してきている。情報の一元化を図るには、双方のケーブルを接続する必要があり、管理主体が異なっている場合は接続ができない。秋芳地域の開局、うまくいけば平成22年4月になるが、それと同時に美祢地域の多チャンネル化及びMYTが行っている地域番組が新市全域で視聴できるようにするには、法令による事務手続、機器の調整工事、条例等の整理など、多くの準備工程をこなしていく相当の期間が必要となり、このたび同時期に二つのことをこなしていけば、最短で情報化の一元化が図れますので、最も合理的に実行できると考えたところです。

また、農協さんからの要望として、事務レベルでの協議の中で、MYTで働いている職員の処遇について責任を持って対処すること、農業情報の提供について従前と同じようにケーブルテレビが媒体として使用できること。事務的な引き継ぎ、整理を責任を持って行うことということをお願いされており、これにつきましては誠意を持って対応したいと回答しておりますとの説明がありました。

主な質疑について御説明いたします。

まず、委員より、私の調査、研究した範囲では、技術的な進め方の中で、機器を適正に管理すれば、指定管理者が別であってもリンクすることができるかと把握している。ただ、ノウハウのすぐれたほうを選択したという解釈をする。それでお尋ねするが、このJA山口美祢農協のもと、実質放送運営にかかわってこられた山口テレコムとしては、JA山口美祢農協からは話もなく、公募されなかったため、不安を持たれている。今後の対応についてお伺いするとの質疑があり、執行部より、当初、平成22年度に工事を予定すれば、MYTをJA山口美祢農協に引き続き指定管理していただいて、その維持管理については山口テレコムにさせていただくと考えもあったが、早ければ国において20年度の補正予算に、遅くても平成21年度当初予算にのれるかもしれないという状況が生まれたため、業務として急ぐ必要が生じ、また、国の交付金をちょうだいするには指定管理者の話をきちんと

しておく必要があり、山口ケーブルビジョンは第三セクターで交付金をもらうには申し分がなかったことから、総務省サイドも意向があり、MYTの指定管理者を山口ケーブルビジョンにお願いするという状況になりました。

山口テレコムについては、これまで一生懸命やっていただいております、今後、山口ケーブルビジョンにお願いすることとなっても、気象観測ロボットのメンテナンスと告知放送の受信機についても、引き続き山口テレコムにお願いしたいと考えています。

また、インターネット関係の保守、ケーブルの保守も、山口ケーブルビジョンにお願いして、引き続き山口テレコムができるようにお願いする予定でありますとの答弁がありました。

また、委員より、今後できるだけ公正公平な、市民のためになるための、行政のコスト削減になる指定管理者制度となるように、行政改革室を権能強化しながら、ガイドラインを見直してはどうかとの質疑に対し、執行部より、国の指針が示されてから数年がたっており、また、市としても経験も積んでおり、今後ガイドラインの見直しをします。また、講習会等も開きたいと考えています。また、その担当部署も組織的にきちっと整備していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、今後このMYTの指定管理者の継続はどのような形になるのかとの質疑に対し、執行部より、MYTの指定管理については、協定期間が過ぎましたら、またきちんと仕様書に基づいて協定を行うことになり、1年ごとの実績報告を提出していただく中で、行政コストの削減について努めたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、秋芳町の共聴アンテナを建てられている住民の方々の要望として、九州波のテレビを見たいということがあります。このような住民の要望を執行部としても十分考慮して今後対応していただきたいとの意見がありました。

その他の質疑、意見については省略いたしますが、本議案については、慎重審査、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案について、2月5日と本日の委員会における審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これより、議案第1号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。山本議員。

15番（山本昌二君） 済いません。一応、賛成意見としてのちょっとしたコメントを加えさせていただきますが、実は、昨年、この家族村へ参りまして、2回ほど参りまして、いろいろな会合を持ったり、あるいは宿泊したりしておるわけですが、非常に、昼間は、ケビンといいますか、環境がよくて、そして施設、宿泊するにしても施設が非常に完備されて、都会の我々年代の者が、非常に喜んでおりました。で、ぜひこれは、管理者がかわっても、執行部も一心一体となって、これを長く、そして、続けていっていただきたいというように思います。

で、説明では、地元の利用者が少ないというようなお話がちょっとありましたが、結構、その当時は多いんですね。おいかったと思います。じゃから、その辺も、多少認識を改めていただきまして、この新しい美祢市の、一つのそうした憩いの場としても、大いに活用できるように、お互いが、何とといいますか、PRしながら、これをますます発展するようにしていきたいということで、この指定管理者の指定について、新しい起用団体に対してのこれにつきまして賛成の意見を述べさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 別に反対ではないんですが、賛成が、ちょっとできない状況に、私は、あると思うんです。

まだ、きょう出て、もうこれで審議が終了したような格好になってますけど、私はまだこれでは、市民に説明が、私個人としてもちょっとできかねるところで、反対ではないんですが、賛成ができないということで、御意見させていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、平成21年第1回臨時会議案第1号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。有道議員。

3番（有道典広君） これも反対する予定でしたけど、何回も反対しても格好悪いところありますので。

先ほど委員長報告で、私の知りたいところが出ていました。今後も、私も、この選定業者をどうのこうの言うわけじゃなくて、やはり、執行部がきっちりやってきたものと受けとめ、議会もきっちりこたえたということを受けとめ、そして両指定管理者が、きっちりした自信持って運営ができるようにと思ひまして、何度も発言しましたが、先ほど荒山委員長が、私の知りたいことをちょっと言いましたので、先ほどまでは賛成できなかったんですけど、まあ、意見ですから、賛成意見もおかしいような話になりましたけど、そういう事情をもって、皆さんが頑張っていただければ良いと思ひまして発言させてもらいました。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、平成21年第1回臨時会議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成21年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れで

ございました。ありがとうございました。

午後4時45分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年2月9日

美祿市議会議長 秋山哲詞
会議録署名議員 下井克己
" 河本芳久